

日本臨床皮膚外科学会賞に関する規約

総則

1. 名称は日本臨床皮膚外科学会年間最優秀論文賞(The Award of Japanese Society for Dermatologic Surgery)とする。
2. 本賞は該当年の日本臨床皮膚外科学会雑誌に掲載された投稿論文のうち、選考委員会で最も優れていると選定された論文の筆頭著者に対して授与する。
3. 本賞は賞状および副賞からなる。
4. 本賞は該当年の翌年に開催される本学会年次学術集会において授与する。なお記念講演は行わない。

付則

1. 本規約は2020年12月20日より施行する。
2. 副賞に関する細則は別に定める。
3. 選考方法に関する細則は別に定める。

細則

副賞

1. 副賞として賞金を授与する。金額は3万円とする。
2. 副賞は学会予算を以って当てる。

選考方法

1. 審査の年に刊行された本学会誌に掲載された査読のある原著、症例報告、ミニレポートを対象とする。
2. 筆頭著者を選考の対象とする。
3. 選考方法は対象論文の内容の評価点を加味し選考委員会において決定する。
4. 選考委員会は選考委員から構成される。選考委員は編集委員ならびに担当理事ないし評議員(皮膚科2名、形成外科2名を編集委員長が選抜)とする。
5. 受賞論文は選考委員会において、原則として1編選考され、理事会において決定される。
6. 皮膚外科分野の発展に寄与すると考えられる論文を選考基準の1つとする。
7. 受賞者には表彰される学術大会への参加をお願いする。また受賞者には受賞の感想や論文のテーマについての思いを400字程度で記載いただき、選考結果とともに次年度の学会誌に掲載する。